

高知県教育委員会 会議録

令和6年7月定例委員会

場所：教育委員会室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和6年7月11日（水）13：30

閉会 令和6年7月11日（水）14：39

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	長岡 幹泰
	教育委員	池 康晴
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	森下 安子
	教育委員	町田 美紀
	教育委員	弥勒 美彦

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長（総括）	小笠原直樹
〃	教育次長	今城 純子
〃	参事兼教育政策課長	鈴木 智哉
〃	教職員・福利課長	岡本 健（付議第2号のみ）
〃	学校安全対策課長	高橋 潤（報告第1号のみ）
〃	高等学校課課長補佐	岩河 忠信（付議第1号のみ）
〃	高等学校振興課長	野田 健一（付議第1号のみ）
〃	保健体育課長	前田 義朗（付議第1号及び付議第4号除く）
〃	人権教育・児童生徒課長	山中 恵美（報告第1号及び付議第4号のみ）
〃	教育政策課課長補佐	森田 雄一
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	大前 拓也（会議録作成）
〃	教育政策課主査	小松 名奈（会議録作成）

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長	7月定例委員会を開催する。
教育次長（総括）	（提案説明）
教育長	付議2号から付議第4号は個人の情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
教育長	それでは、付議第2号から第4号を非公開の取扱いとする。

【報告第1号 高知市立小学校の水泳指導中に起きた死亡事故について（学校安全対策課）】

○学校安全対策課長 説明

○質疑

弥勒委員	高知市教育委員会から記者会見があった。高知市立学校は高知市教育委員会で、県立学校は県教育委員会の管轄になると思うが、どういった関係になるのか。
教育長	弥勒委員が仰ったように、県教育委員会の権限が及ぶのは基本的には県立学校になる。市町村の小学校、中学校といった市町村立の学校は市町村教育委員会の管轄になる。今回は、高知市立の学校であったために、高知市教育委員会が本件について記者会見を行った。 県と市町村はあくまで同等の関係であるため、市町村立学校で何かが起こった時に、県がその市町村に対して、直接的に指導を行うということではない。協力をすることは当然あるが、指導や命令をする権限はない。 ただ、教職員の場合は市町村立学校であっても、県教育委員会に任命権限があるため、人事異動や懲戒処分を行う権限は県にある。そのため、市町村立学校の教職員についての記者会見は県が行う。
弥勒委員	間接的に、影響力があるということか。
教育長	そうである。事故が起こった場合には、基本的な調査は市町村が行う。ただ、今後学校の教職員に瑕疵があって、それに対し処分を行わなければならないとなれば、どのような瑕疵があったのか等の調査は県が行わなければならない。
弥勒委員	そういった位置づけで、教育長コメントの文書は作成されているのか。
教育長	そうである。
事務局	学校事故に関する指針というものを、文科省が作っており、学校の管理下に、事故が起こった場合、死亡でなくても、治療に要する期間が30日以上という重大な事故については、国に報告をしなければならない。ここには、学校の設置者である教育委員会が、どういう対応をするべきか等がまとめられており、今回、死亡事故という大きな事故になるため、速やかに報告しなければならない。国の方に、いつまでにということにはなっていないが、高知市から学校安全対策課に事故後10日を目安に報告をもらうようにしている。報告は、口頭では届いているが、書面ではいただいておらず、待っている状況である。
弥勒委員	今仰った教育委員会というのは、県の教育委員会から国に対して報告をするということか。
事務局	そうである。市教委から報告があった内容を、学校安全対策課から国に報告する。

池委員	3点ほど質問がある。1点目は、人権教育・児童生徒課からサポートに入っているとのことだったが、一緒に泳いでいた子どもたちや、教職員の様子や状況はどうか。2点目が、水泳授業は高知市の全小中学校で中止にするということであった。水泳の授業は、必修かどうか、小学校では何度かすでに授業を行っているので大丈夫だと思うが、制約などはあるのか。3点目は、事故の遠因について、新聞紙上では、高知市は小学校や中学校のプールの老朽化により、修繕にもかなりお金がかかり、計画を立てるのも大変だという記事を読んだが、県立学校はどうか。
事務局	学校安全対策課から、3点目の県立学校のプールについては、県立、市立問わず、同時期に学校のプールも作られているため、校舎含めて古くなってきている。一定、改修をしながらということで、今年は梶原高校を改修していく。
事務局	人権教育・児童生徒課では、こういった事案が起きた場合には、緊急学校支援としてスクールカウンセラーや指導主事の派遣等を行っている。その中で、月曜日から金曜日までは指導主事と共にスクールカウンセラーの派遣をした。それから子ども達の様子を見て、土日も含め来週いっぱいもスクールカウンセラーの派遣をしてほしいという要請が学校からあったため、派遣する。8日に全学年の子ども達に、夜眠れなくなるとか、思い出して怖いといったようないくつかの項目の該当するところに、子どもたちが丸をつける心理面での心のアンケートを実施した。それを見て、気になるものをカウンセラーが拾い上げて、学年ごとに個別に面談をすることを進めている。1日目は、当該学年である4年生を行った。やはり、全学年とも、何らかの不安を訴えている、不安な気持ちを抱えていることは見られている。当該学年は、一緒に泳いでいたため、少し怖かったとか、どうすれば助けられたらどうかなどの声が、面談で出てきているということも聞いている。お葬儀が終わったため、もう少し揺れるかもしれないということで、月曜日は7名、火曜日は9名、水曜日は5名、今日木曜日が5名の配置をしており、今日の様子を見て増やそうかと思っている。今日様子を注視していたが、一定落ち着いている様子である。 先生方は気丈に頑張っている。
事務局	水泳の授業に関してであるが、小学校全学年について必修になっているため、水泳の授業はやらなくてはならない。ただ、プールが使えない場合は検討することはできる。今回は一斉に止めているが、当然履修しなければならないものであるため、確認しないとわからないが、高知市教育委員会が、次の年に改めて組み直すような形でやるのではないかと思う。
事務局	学習指導要領上の適切な水準の確保ができない場合は、取り扱わないことができる」とされているため、そういった場合もあると解釈をして、今回

教育長	の場合は、プールの安全性や、何が要因なのか等も含めて市教委の判断になる。 まだ、全体像がまとめられている状況ではないため、これから全体の事案の内容や、どこに問題点があったか等を市教育委員会でまとめて、さらにそれを第三者委員会にかけて、実相を明らかにしていくということになってくる。その中で、県教育委員会がバックアップをしていきたい。
弥勒委員	今回の事例で、水泳の授業がなくなるということはどうなのかとも思う。今年一年は水泳の授業を受けられないということになるが、小学校1年生や2年生も、これから夏場に海に行ったりもするわけである。そういったときに、事故を防ぐためにも、学校での水泳の授業は、とても良いことだと思う。やめるということは、心情的には分かるが、本当にそれが正しいのかは疑問に思う。
教育長	この点については、色々と考えがあって、何が正解ということはなかなか言えない。そういった社会からの意見は市教育委員会にも入っていると思う。何か求められた時には、県教育委員会としてもできるだけのアドバイスはしていきたい。

【付議第1号 令和7年度県立高等学校の入学志願者取扱要綱及び入学定員に関する議案
(高等学校課)】

○高等学校課課長補佐 説明

○質疑

池委員	入学定員について、昨年と変わらないと説明があり、その理由もお話しいただいたが、14ページの旧学区別中学卒業者数の推移を見ると、このグラフ自体が1年古いのではないかなと思う。令和6年3月が、この春の卒業者数で、それをベースにして、次年度7年3月卒業者数がどれだけ減るかを見ていく形になるため、多分このグラフは1年ずれているイメージである。去年推計したものと変わらないということであれば、令和6年3月の卒業者数から見て、7年3月には361名減という数字が出ている。定員の充足率が70%という説明があった上に、361名も減少するのに、どこも減らさないという判断を少し疑問に思った。再度、こういった理由でここを据え置くのか、どうしても据え置かないといけないのであれば、再編振興計画とも関わってくると思うが、早急に8年以降の計画を作らないといけない。折角、この推計で中学生がどれだけ増減するのかを調べているのに、全然生かされていないようなイメージである。高校標準法が、入学定員で決まるため、緩めの入学定員の方が、教職員をたくさん配置できるというイメージがあって、どこの学校も緩めにしたという気持ちは分かる。だ
-----	--

事務局	が、県立学校として、この状況でいいのかと強く思う。今回、減らしてほしいというわけではないが、360 も減るのに、どの学校の定員も減らさない理由をもう一度教えていただきたい。 まず、資料の質問について、この春卒業した中学校の卒業生数の明確な数字を、事務局で入手することが困難な状況であるため、前年度の段階で作成した資料を使っている。入手ができ次第、数字を更新していく。 入学定員を減らさないとした理由について、入学定員を維持することは絶対に困難であると思いは共通して持っている。その中で、入学定員を減らすことによって、受験者、高等学校に与える影響を考えたときに、高等学校への周知や、準備をするといった期間をいただきたいという思いもある。ただ、委員ご指摘の通り、そのまま維持というわけにはいかず、今後10年間で、1000人近く減っていくという話もあるため、事務局としては、それと同程度削減する必要があるのではないかということで、詳細の計画を今年度中に作成をして、できるだけ早期に高等学校や市町村にお示しながら準備をしていきたい。どこの学校や市町村を減らすということではないが、これから入学定員を減らしていく必要があることに関しては、関係者にも周知していく必要があると思う。
池委員	また、先延ばしになって来年からということで油断していると、すぐまた来年になって同じ結果になると思う。再編計画も必要だろうけれど、9月とか10月辺りに計画を作っておかないと間に合わないのではないかと。360人減るということは、大規模校1校なくなる計算である。教職員配置の問題でもあるだろうが、非常に大事な問題であるし、早めに対応するようお願いしたい。
教育長	実際に言うと、もうこの段階で減らすべきかということも考えたが、来年から減らすとなると、極端なことで、全然通告もしていない状況の中で、1校2校減らすとなると、何故本校だけあるいはその市町村だけという話になる。こういった状況になれば、何割減らすというような基準を決めて、今年度中に全体に周知しておいて、覚悟してもらった上で減らしていかなければならないと思う。再編振興計画と合わせて考えて、今年度中に学校や市町村には、一定の覚悟はしてもらうよう、基準等はお知らせしていきたいと思う。
町田委員	計画と連動するのだと思うが、魅力化の部分とも密接に関係するのだと思う。日々、テレビやニュースで全国の事例等は報道されていて、全力で取り組んでいる地域はある。魅力化をどのように行っていくのかという具体的なスケジュールと連動して、やっていかなければならない。今なら、まだよくなる可能性もあるのではないと思う。

教育長	学校の振興と、魅力化と、再編は密接に絡んでいるため一緒に考えていかなければならない。
池委員	どこの学校の入学定員を減らすのかということを事前通告するわけにはいかないと思うが、例えば、この９月に校長会があれば、この推計表を示してこういう状況だから、定員減や統廃合があり得るといった説明が必要である。受け身にならず学校から学科改変や学校の魅力化について、積極的に提案して欲しいといった話もしていただきたい。県教委も振興策を考えるが、校長先生も自ら考えてほしいという投げかけが必要である。
弥勒委員	あと８年で１,０００人が減るということは明確に分かっている。さらに１０年２０年と考えると、どれだけ減るかということも正確に予測ができると思う。再編計画を考えることも県の役割だと思う。先送りすることもできないため、難しいことかもしれないが、寝耳に水にならないように周知していく必要がある。魅力化の話でいうと、ある時期には競って、こういった時期にはこういったことをしなければならないというグランドデザインのようなものが必要であると思う。
教育長 各委員 教育長	付議第１号について議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第１号を原案のとおり議決する。

【付議第２号 令和７年春の叙勲（教育功労）候補者推薦議案

（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第２号について議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第２号を原案のとおり決定する。

【付議第３号 令和７年春の叙勲（学校保健功労）候補者推薦議案

（保健体育課）】

○保健体育課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第 3 号について議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 3 号を原案のとおり決定する。

【付議第 4 号 高知県いじめ問題調査委員会委員の委嘱議案 (人権教育・児童生徒課)】

○人権教育・児童生徒課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第 4 号について議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 4 号を原案のとおり決定する。

(5) 議決事項

付議第 1 号から第 4 号

原案どおり議決